

第216回 東京都都市計画審議会 議案・資料(抜粋)

議第7307号

東京都市計画土地区画整理事業の変更（東京都決定）

都市計画杉並南部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		杉並南部土地区画整理事業			
面 積		約 4 6 2 . 8 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	環状第 8 号線	別に都市計画において 定めるとおり	整備済み
		幹線街路	放射第 23 号線		
		幹線街路	放射第 5 号線		
		幹線街路	補助線街路第 62 号線		整備済み
		幹線街路	補助線街路第 63 号線		
		幹線街路	補助線街路第 128 号線		
		幹線街路	補助線街路第 130 号線		整備済み
		幹線街路	補助線街路第 133 号線		
		幹線街路	補助線街路第 215 号線		
		幹線街路	補助線街路第 216 号線		
		幹線街路	補助線街路第 219 号線		整備済み
	公園及び 緑地	総合公園	第 5・7・21 号 和田堀公園		
		地区公園	第 4・4・12 号 杉並南中央公園 (区立柏の宮公園)		
		近隣公園	第 3・3・85 号 塚山公園		
		運動公園	第 6・5・9 号 高井戸公園		
		地区公園	第 4・4・18 号 下高井戸公園		
		都市緑地	第 6 号 玉川上水緑地		
		都市緑地	第 5 号 神田川緑地		
		都市緑地	第 3 号 神田川第 2 緑地		
		都市緑地	第 4 号 善福寺川緑地		
		都市緑地	第 89 号 成田西三丁目緑地		

	その他の 公共施設	公共下水道	東京都公共下水道		
宅地の整備の 方針		土地利用計画、街区の規模等については、住宅地としての土地利用を考慮する。			

「施行区域は、計画図に表示のとおり」

理 由 ： 道路などの都市基盤が一定の水準に達しており、地区計画等に整備手法を変更する区域を施行区域から削除する。

変 更 概 要

杉並南部土地区画整理事業					
施 行 区 域	削 除 す る 区 域				
	杉並区 久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目及び上高井戸二丁目各地内				
	変 更 後 の 区 域				
	杉並区 久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目、高井戸西一丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、永福一丁目、永福二丁目、永福三丁目、荻窪一丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目 堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、和泉二丁目、和泉三丁目及び和泉四丁目各地内 (下高井戸三丁目の全部 久我山二丁目、久我山三丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目、上高井戸四丁目、下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸四丁目、和泉町、永福町、和泉二丁目、和泉三丁目、和泉四丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、堀ノ内一丁目、堀ノ内二丁目、松ノ木一丁目、東田町一丁目、西田町一丁目、西田町二丁目、成宗一丁目、成宗二丁目及び成宗三丁目の一部)				
事 項		旧	新	比較増△減	摘 要
施 行 区 域 面 積		約 4 7 3 . 9 h a	約 4 6 2 . 8 h a	△約 1 1 . 1 h a	